

地域密着型認知症対応型共同生活介護
短期利用認知症対応型共同生活介護
サービス利用基本契約書

アイ福祉サポート株式会社
グループホーム しばんばの里

指定認知症対応型共同生活介護

短期利用指定認知症対応型共同生活介護

サービス利用基本契約書

アイ福祉サポート株式会社（以下「事業者」という）は_____様（以下「利用者」という）が、グループホームしばんぱの里（以下「事業所」と言う）において事業者から提供される指定認知症対応型共同生活介護のサービスの内容について、次の内容にて契約を締結致します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう、支援することを目的とします。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期限は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期限満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに利用者から文書による更新拒絶の意思表示がない場合には、本契約は同じ内容で更新されるものとし、その後も同様と致します。

2. 利用者から更新拒絶の意思表示がされた場合は、事業者は、利用者の必要に応じ、他の業者の情報を提供するなどの処置をとります。

（サービスの種類と変更）

第3条 事業者は利用者に介護保険対象となる認知症対応型共同生活介護・短期認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。

2. 事業者が利用者に対して実施する認知症対応型共同生活介護サービスの内容や費用等の事項は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

3. 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出る事が出来ます。

（認知症対応型共同生活介護計画書の作成、交付）

第4条 事業者は利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、解決すべき課題の把握を行い、サービスの目標や、その目標を達成するために提供するサービスを具体的な内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画書（以下「介護計画」という）を作成致します。

2. 事業者は「介護計画」を作成、変更した場合には、利用者及びその家族に説明し同意を得た上で決定、交付致します。

3. 事業者は、利用者の心身の状態に変化があった場合、又は利用者若しくはその家族等の要請

に応じて、「介護計画」について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、「介護計画」を変更するものとします。

(利用者負担金等・支払い方法)

第5条 サービスに対する利用者負担金等の基準は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりであり、契約期間中に関係法令が変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

2.利用者負担金の支払いは、現金払いまたは、契約者（又は代理人）名義の金融機関口座振替（口座振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。

(入院時、外泊時などの料金の取り扱いについて)

第6条 外泊時の食材費について、1日単位で減額計算を致します。

2.入院については、1月に10日を超える分については水光熱費、公益費を減額計算致します。食材費は外泊時に同じです。

(サービス提供の記録等)

第7条 事業者は、サービスを提供した際には、提供日、サービス内容等必要な事項についての記録を行い、それを5年間保存いたします。

2.利用者若しくはその代理人はいつでも前項の閲覧が出来ます。

(守秘義務)

第8条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体に危機がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

2.前提にかかわらず、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

(苦情対応)

第9条 利用者及び家族は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村に対して、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。

2.事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応致します。

3.事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由に、何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

(契約の終了)

第10条 次のいずれかの事由が発生した場合、この契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合。
- (2) 要支援認定又は要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合。
- (3) 利用者が介護保険施設に入所した場合。
- (4) 第2条の規定により更新拒絶の意思表示がされた場合。
- (5) 第11条、第12条に基づき本契約が解除された場合。

(利用者の解約権・解除権)

第11条 利用者は、事業所に対しいつでも20日間以上の予告期間をもって、この契約を解除する事が出来ます。

2.利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除することが出来ます。

- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- (2) 事業者が、守秘義務に違反した場合。
- (3) 事業者が、利用者の身体、財産、名誉を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうなど、本契約を継続しがたい重大な理由が認められる場合。

(事業者の契約解除)

第12条 事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には、文章により本契約を解除することが出来る。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2) サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上滞納、相当期間を定めた催促にもかかわらず、その期間内に支払がない場合。
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者等に対して生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不正行為を行なうことなどによって、本契約の目的を達することが困難となった場合。
- (4) 利用者の心身状況が共同生活を営むのに困難となった場合

(介護保険限度額を超過する場合)

第13条 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですが、要介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過するサービスを利用した場合、又は介護保険給付対象外の各種サービス利用分については、全額自己負担となります。

(損害賠償責任)

第14条 事業者は、本契約に基づきサービスの提供に伴って事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡し、必要な処置を講じます。

2.前項において、事故により利用者又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、

速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

(評議事項)

第15条 本契約に定められていない事項について問題が発生した場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって、協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書を2通作成し、利用者、事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

事業者 住 所 〒938-0082 黒部市生地芦区 34 番地
名 称 アイ福祉サポート株式会社
代表者氏名 杉本 信行 印

事業所 所在地 〒938-0082 黒部市生地芦区 34 番地
事業所名 グループホーム しばんばの里